我孫子市監査委員告示第４号

地方自治法第１９９条第７項の規定により、出資団体に対する監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

令和５年９月１３日

我孫子市監査委員　山　口　　幹　夫
我孫子市監査委員　日　暮　　俊　一

出 資 団 体 監 査 報 告 書

我孫子市土地開発公社

我　孫　子　市　監　査　委　員

１　監査を執行した監査委員名

山口　幹夫

日暮　俊一

２　監査の種類

地方自治法第１９９条第７項の規定による出資団体に対する監査

３　監査の期日

令和５年８月４日（金）

４　監査の対象

監査対象団体	出資金額	主管部課
我孫子市土地開発公社	昭和４９年(設立時) ５，０００，０００円	財政部　財政課

５　監査の方法

令和４年度（令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで）に執行した出納その他の事務の執行が法令、定款、各種規程等に適合し適正に行われているか、又、出資目的に沿った事業運営が行われているかを主眼として監査を実施した。

６　監査の概要

（１）監査対象団体の設立目的

本団体は、公共用地及び公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的としている。

（２）組　　織

本団体には、役員として９名の理事と２名の監事がおり、理事のうち１名が理事の互選により理事長となっている。事業は、主に事務局長（兼）業務課長１名、業務課事業係長（兼）業務係長１名（課長補佐と兼務）、その他４名の職員で行っている。

（３）主な事業の内容

ア　公有用地取得、造成その他の管理事業

イ　公有用地売却事業

7　監査結果

我孫子市土地開発公社の事業運営は、出資目的に沿って実施されており、出納その他の事務の処理は、概ね適正であると認められた。なお、事務処理上の改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

8　意見

令和４年度における我孫子市土地開発公社の決算状況については、下ヶ戸・中里線等用地取得事業に係る公有用地の売却収益を主因として、当期純利益 4,376,713 円の黒字に転換した。しかしながら、公有用地の売却収益がない年度においては、今後も厳しい財政状況が続くものと考えられる。

このため、消耗品の購入をはじめ、公社所有地の湖北台２丁目南側法面防草シート敷設委託業務および草刈委託業務等に係る販売費及び一般管理費の支出の際には、経費削減意識を念頭に置き、「我孫子市土地開発公社処務規程」に則り適正な事務の執行に努められ、引き続き経営の安定化に向けて取り組まれたい。